

## 給水要望による配水管布設工事運用基準細則

**第1条** 給水要望による配水管布設工事運用基準（以下「基準」という。）第3条第2号に規定する給水要望住宅及び給水要望施設の戸数は次のとおりとする。

- (1) それぞれ独立した給水装置を設置するものを1戸とする。
- (2) 同一所有者の集合住宅、貸家等は1戸とする。
- (3) 同一敷地内に家屋が複数ある場合で、土地が分筆登記されている場合、又は建築確認申請において敷地境界線が設定されている場合は、それぞれの家屋に現在生活している世帯を1戸とする。また、将来別世帯が生活する家屋に事前に給水する場合においても土地が分筆登記されている場合、又は建築確認申請において敷地境界線が設定されている場合は、それぞれの世帯を1戸とする。現在生活している世帯とは、それぞれの建物で生活施設（台所、風呂、トイレ等）が設備されていることをいう。

2 基準第3号第2号に規定する上水道加入率の対象戸数は次のとおりとする。

- (1) 既に上水道に加入している住宅等は対象戸数に含めないものとする。
- (2) 会社（社宅、社員寮及び工場を含む。）、空き家、倉庫、集会所等の施設は対象戸数に含めないこととする。ただし、これらの施設が給水要望施設の場合は対象戸数に含めることができる。
- (3) 新設する配水管に関係なく、既設配水管から直接給水分岐可能な住宅は対象戸数に含めないものとする。ただし、これらの住宅が給水要望住宅の場合は含めることができる。
- (4) 既に完了した要望事業による対象地域内の上水道に加入していない住宅は、新規要望対象区域に含めることができない。

**第2条** 基準第4条第2号に規定する給水することが困難である場合とは次のような場合をいう。

- (1) 配水管を布設するルートがない場合（土地の所有者及び管理者の承諾が得られない場合を含む。）
- (2) 東広島市水道事業計画（第5期拡張事業）の認可日（平成3年5月22日）以降に建築された住宅で、1戸のために加圧施設が必要な場合

**第3条** 基準第5条に規定する1戸手前の住宅及び施設とは給水要望をしないもの（既設の水栓があるものに限る。）も含むものとする。給水要望をしない住宅及び施設の給水分岐位置は、給水分岐が予想される位置とする。

2 基準第5条第3号に規定する都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条に準じる団地とは、都市計画法規制以前に整備された団地をいう。

附則

この細則は、平成15年 7月 1日から施行する。

附則

この細則は、平成26年 7月10日から施行する。

附則

この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。